

ア 本事業における参加意欲の有無		
	大いにある	4者
	参加条件による	3者
	その他	1者
イ スケジュール（実施設計期間（15ヶ月）、工事工期（32ヶ月）や工事計画）についての意見及び具体的な工期短縮を含む効率的な施工計画の提案（VE提案）等		
実施設計期間（15ヶ月）について	適正である	0者
	概ね適正である	3者
	不足している	4者
	未回答	1者
<p>主な意見の要約：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災や免震の大臣認定その他各種の認定や評定に係る期間を十分に見込むことが必要と考える。（1者）</li> <li>・鋼材や杭の先行発注を見据え、基本設計の精度向上や実施設計の前倒しが必要と考える。（2者）</li> <li>・抜本的なVE提案までを認めるのであれば、設計期間の当初に設計見直し期間の確保が必要と考える。（2者）</li> <li>・確実な実施設計着手に向けて、基本設計段階における行政協議等の整理をお願いしたい。（1者）</li> <li>・特殊外装や空間構成を踏まえると、分割型DB方式にすることで、意匠と構造・設備の擦り合わせに時間を要することが懸念される。（1者）</li> </ul>		
工事工期（32ヶ月）について	適正である	0者
	概ね適正である	2者
	不足している	4者
	その他	1者
	未回答	1者
<p>主な意見の要約：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既製杭、鋼材及び免振装置の製作や半導体不足による納期が懸念される資材もあり、発注時期によっては、着工が延伸される可能性がある。（3者）</li> <li>・労働条件に関して4週8閉所や、2024年以降、所定時間外労働時間45時間/月の義務化などで工期が長期化する傾向があるため、余裕ある工期の設定を検討されたい。（4者）</li> </ul>		
工事計画について		
<p>主な意見の要約：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事車両の出入りは北側道路に限定されると予測され、敷地内にあっても既存の保健福祉センターと立体駐車場との間の狭い空間に動線が集中する恐れがあり、搬出入工程に懸念がある。（1者）</li> <li>・計画地南側に工専用ゲートが計画されているが、工程促進や工事車両渋滞を緩和するために、計画地の南西角に増設し2ヶ所とした方が良いと思われる。（2者）</li> <li>・ビルトインタイプのプラネタリウムがあるなど、特殊形状の構造体の加工、搬入に関して懸念</li> </ul>		

	がある。(1者)
	<p>具体的な工期短縮を含む効率的な施工計画の提案（VE提案）について</p> <p>主な意見の要約：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹抜部はメリハリをつけ最小限に留め、工期短縮とコスト低減を図ることが必要と考える。(1者)</li> <li>・今回貸与された資料及び期間では詳細検討はできないが、構造計画や階高からコストについては厳しいと思われ、基本設計に縛られてしまうとVE提案の幅が制限される。(4者)</li> </ul>
	<p>その他の意見</p> <p>主な意見の要約：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計内容を可能な限り実施設計に近いレベルにすることで、積算・見積段階での推測要因を抑制でき、より適正な入札額を提示することができる。また、実施設計着手後に未知の新たな要因が加わった際の価格上昇を少しでも抑制できると思われる。(1者)</li> <li>・昨今の資材調達状況を鑑みると、本件の実施時期も先行発注が数多く必要になると思われるため、工事請負契約締結時期が重要と考える。(1者)</li> <li>・実施設計期間中には、基本設計者、市庁舎を始め国・県の行政機関、図書館・未来館の運営事業者等多くの関係者との調整が必要となるため、マスタースケジュールの順守には迅速な意思疎通と意思決定が不可欠と考える。(2者)</li> </ul>
ウ	参加条件に関する意見及び提案等（共同企業体組成、業務実績等）
	<p>主な意見の要約：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加条件は単体又は共同企業体とすることを希望する。(5者)</li> <li>・設計共同企業体としての参加や設備業者との異業種共同企業体を可とするなど、参加要件の範囲を広げてもらえると設計上のメリットがあると考え。(2者)</li> <li>・なるべく広く地元の企業が参加できるよう共同企業体構成員の出資比率条件の見直しを希望する。(2者)</li> <li>・企業、設計者及び配置予定技術者などについて、同規模の業務実績を考慮いただきたい。(2者)</li> <li>・実施設計の実績を庁舎に限定されると、建設会社単体としての参加は難しくなるため、民間事務所の設計実績まで範囲を広げると参加可能な建設会社が増えると思われる。(3者)</li> </ul>
エ	基本設計完了後の実施設計施工一括発注方式とする場合における業務実施体制及び業務区分に関する意見及び提案等（貴社における設備設計、構造設計、施工の業務実施体制、他社との分担等）
	<p>主な意見の要約：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計組織体に施工技術者を加えることで効果が上がると考える。(1者)</li> <li>・DB事業者内に、構造設計者、設備設計者の他に、建築総合設計者（基本設計者）との調整役として意匠設計者を配置することを提案する。(1者)</li> <li>・予算を優先し、VE提案やコストコントロールを進める上では、実施設計は設備設計、構造設計に限定した業務区分でなく、DB事業者が全ての実施設計業務を行う体制が必須である。(3者)</li> <li>・意匠が固められた状態での設備、構造のVE提案には制約がかかり、大きな効果が期待できないと考える。(3者)</li> </ul>
オ	基本設計完了後の実施設計施工一括発注方式とする場合における複合施設等全体の維持管理及び

運営の効率的かつ効果的な実施に関する意見及び提案等（維持管理事業者との連携時期等）

主な意見の要約：

- ・将来の維持管理運営を視野に入れ、設計段階より、維持管理事業者、指定管理者等の候補からの意見を適切に反映させるべきと考える。（４者）
- ・家具・什器の選定、動線、諸室への配慮等を実施設計に反映することにより、ライフサイクルコストの削減に寄与するものとする。（１者）

カ 実施設計及び施工における技術者配置に関する意見等（貴社における繁忙状況等）

主な意見の要約：

- ・施工予定時期の繁忙度の状況は見通すことができないが、対応は可能と思われる。（３者）
- ・事業者決定から着工までかなりの時間を要することから、建設業務における配置予定技術者については、入札参加資格審査申請時ではなく本体工事着手時に最終的な選任ができるものとするを希望する。（１者）
- ・実施設計においては、業務実績のある構造設計者、設備設計者及び意匠設計者（建築総合を担当する基本設計者との調整役）の配置は可能と考える。（１者）
- ・技術者の選定が経験のある人間に集中するため、若手の技術者育成の目的で、企業実績等に応じた、若手技術者の要件緩和を希望する。（１者）

キ 対応可能な地域貢献についての意見及び提案等

（※複数回答可）	工事の分離発注（解体工事、外構工事等）	４者
	市内企業とのJV組成条件	５者
	市内企業への労務等の発注条件	６者
	市内企業からの資材等の調達条件	５者

主な意見の要約：

- ・JV組成により市内企業がリスクを抱えるより、市内企業が元請けとなれる工区分割を行うことが地域貢献に資すると思われる。（４者）
- ・市内企業の下請け参加を積極的に受け入れるためにも、ダンピングによる入札業者は排除し、適正な価格で地元企業に具体的な発注ができるかを、総合評価において定量的な評価軸とすることが重要と思われる。（２者）
- ・市内業者とのJVというよりも、地元企業を下請けとして使っていくことが、より市内経済の活性化や地元企業の育成につながると思われる。（１者）
- ・市内企業への労務等の発注条件について、対象は施工体制台帳に記載する全ての下請負契約先を対象とし、市内下請負事業者同士が重層関係にある場合は、上位層への発注金額のみを対象とすることを要望する。（１者）
- ・発注額での基準を設ける場合（〇〇%以上は満点等）には、割合を下げることもしくは県内に本社を置く会社への発注額とすることを希望する。（１者）
- ・建設事業以外（事務用度品の調達、地元店舗利用、地域イベントへの参加等）も重要な地域貢献と考えるので、評価対象とすることを希望する。（１者）

ク その他、複合施設等整備の効率的効果的な実施に関する意見及び提案等

主な意見の要約：

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 設計者と施工者が異なる場合、雨漏りなどの瑕疵担保について、原因者の特定が困難となる。<br/>（1者）</li><li>・ 質疑回答時期の設定については、公告後早い段階での時期に設定されているケースがほとんどであるが、参加資格申請以外の提案・金額等の技術的内容を踏まえた提出書類の作成時期は、公告から数ヶ月後になっているため、参加申請に関する質疑機会と、提案書・見積書の作成に関する質疑機会とを分けて設けるよう要望する。（1者）</li></ul> |
|--|